

年金局

老後

生涯

「人生80年時代」を支える確かな安心の提供

年金局では、急速に進行する少子高齢化等を見据え、国民の老後を支える公的年金制度の企画立案を行い、将来にわたって持続可能で国民が安心し、信頼できる年金制度の確立に取り組んでいます。また、年金制度に対する国民の信頼を確保し、もって国民生活の安定に寄与することをその使命とし、公的年金事業に関する業務運営を行っています。

- 総務課
- 年金課
- 国際年金課
- 企業年金基金課
- 数理課
- 事業企画課
- 事業管理課

年金制度の役割

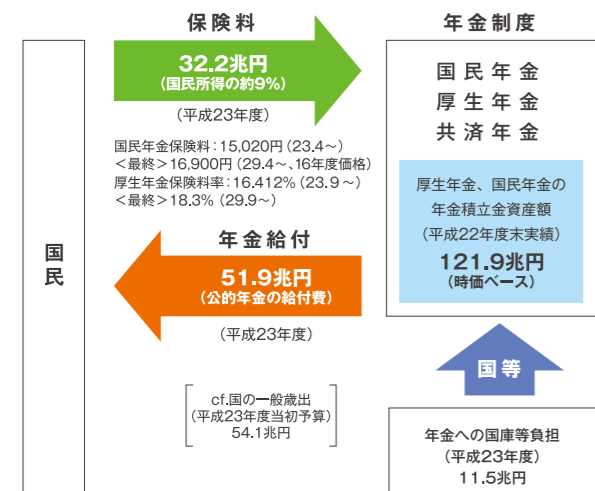
日本は、男性の平均寿命が79.64歳、女性は86.39歳と、世界でも類を見ない長寿国です。この長い老後生活を、世代間の支え合い(世代間扶養)の仕組みを通じて、経済面から支えるのが公的年金制度です。

現在、およそ3,800万人の方に年額約50兆円の年金が支払われており、また、高齢者世帯の収入の7割が年金で占められるなど、今や公的年金制度は国民生活にとってなくてはならないものとなっています。

また、年金制度では、将来世代の保険料負担を軽減するために120兆円程度の積立金を保有しており、これを債権や株式で運用するなど、日本の金融・経済面においても大きなプレゼンスを占めています。

この国民の安心を支える年金制度が長期的に安定したものとなるよう、制度面・運営面での企画立案を行うことが年金局の使命です。

◆ 公的年金全体の資金の流れ



現行の年金制度

日本の年金制度は昭和36年の創設以来、国民誰もが年金制度に加入する国民皆年金であるという特長を有しています。また、5年に一度は年金財政の検証を実施し、必要に応じて制度を改正することによって、一定の年金水準を維持しつつ、制度の長期的な持続可能性を確保しています。

しかしながら、高度経済成長を果たしてきた当時と比べると、少子高齢化の進展や、経済の低成長など、社会経済状況が大きく変化している中、現在の年金制度では、様々な困難な問題が発生しています。具体的には、①国民年金の加入者に非正規労働者が増えた結果、不安定な雇用者に対する将来の年金保障が十分なものになっていないという問題や、②国民年金の加入者にとって、保険料の負担が大きくなっていること等から、未納・未加入問題が加速し、将来の無年金・低年金が増加する懸念があるという問題などが課題となっています。

このような課題に対処するためには、①新しい仕事への挑戦や女性の就労を妨げる年金制度ではなく、働き方、ライフコースの選択に影響を与えない、一元的な制度、②単身高齢者、低年金者、無年金者の増大に対して、最低保障機能を有し、高齢者の防貧・救貧機能が強化された制度、③国民から信頼され、財政的にも安定した制度、という3つの方向性を目指して制度改革を行っていく必要があります。

こうした制度改革の具体化に向け、平成24年2月17日に社会保障・税一体改革大綱が閣議決定されました。その中では、保険料と税金でまかなわれている基礎年金の費用のうち、税が負担する割合を2分の1

に引き上げること、低所得者等への年金額の加算、年金を受け取るために保険料を支払わなければならない期間を現在の25年から10年に短縮することなどが盛り込まれています。今後、国民的な議論を経ながら改革案を実現していくことが重要な課題となっています。

様々に広がる年金行政

年金局においては、公的年金に加え、公的年金と相まってより豊かな高齢期の所得保障を行う企業年金制度等の企画立案を行っています。また、諸外国との間で、年金制度の加入期間の通算等を行う社会保障協定の締結を推進しており、平成24年3月現在で14カ国と協定を締結しています。

年金事業の適切な運営

年金事業の運営については、国(厚生労働大臣)が制度の財政責任・管理運営責任を負いつつ、厚生労働大臣の監督の下、非公務員型の公法人である「日本年金機構」が公的年金に係る一連の運營業務を担っており、お客様の立場に立ったサービスの提供に努めています。

年金事業については、国民年金・厚生年金保険等への加入手続の促進、保険料の収納(徴収)対策、給付、年金相談等に取り組んでいます。例えば、国民年金保険料の納付率の問題については、制度の普及・啓発活動を行うとともに、国民年金の保険料を納めやすい環境を整備することにより、国民年金制度への理解と信頼を深め、保険料の納付率を回復させるよう努めています。

また、旧社会保険庁時代に年金記録が正確に管理されていない事例が数多く見つかったいわゆる年金記録問題については、国民の信頼を大きく損なったことを踏まえ、その解決に向け、日本年金機構と密接に連携しながら、正確な年金記録とするための取組を全力で進めています。

今後とも、制度面、運営面でのあらゆる取組を通じ、真に国民の皆様から信頼される年金制度の確立・発展に努めていきます。



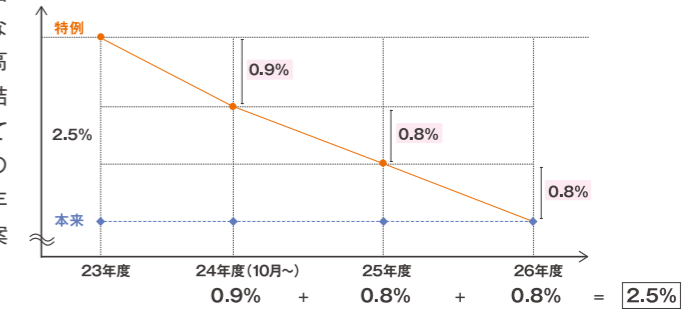
年金相談の風景

Key Word

年金額の特例水準の解消

過去の物価下落時に、特例法で年金額を据え置き、その後も物価の下落が続いたことなどにより、現在2.5%、本来の年金額より高い水準の年金額が支給されています。この結果、毎年約1兆円の年金が過剰に支払われています。この特例水準について、年金財政の安定と世代間の公平を図るため、平成24年度から平成26年度の3年間で解消する法案を提出しました。

<概念図> (仮に3年間物価・賃金が上昇も下落もしない場合)



※平成24年4月には、23年の物価下落に応じて▲0.3%の物価スライド(マイナス改定)を行う。
※物価・賃金が上昇した場合には、引下げ幅は縮小する。